## 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(現行相当) サービスコード表(R4.10~)

## 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

				初川地域川設体院**/一ノルノレ		
サーヒ・スコー	サービス内容(略称)	算定項目			合成	算定
種類項目					単位数	単位
A2 112	1 訪問型独自サービス I /2	イ 訪問型サービス費 (独自)(I)	事業対象者·要支援1·2(週1回程度)		1,176	1月
A2 212	1 訪問型独自サービス I /2日割		事業対象者·要支援1·2(週1回程度)		39	1日
A2 122	1 訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者·要支援1·2(週2回程度)		2,349	1月
A2 222	1 訪問型独自サービスⅡ/2日割		事業対象者·要支援1·2(週2回程度)		77	1日
A2 133	1 訪問型独自サービス皿/2	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727	1月
A2 233	1 訪問型独自サービス皿/2日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日
A2 242	1 訪問型独自サービスIV/2	二 訪問型サービス費 (独自) (IV)	事業対象者·要支援1·2(週1回程度)		268	1回
A2 252	1 訪問型独自サービス V /2	ホ 訪問型サービス費 (独自)(V)	事業対象者·要支援1·2(週2回程度)		272	
A2 263	1 訪問型独自サービスVI/2	へ 訪問型サービス費 (独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		287	
A2 142	1 訪問型独自短時間サービス/2	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者·要支援1·2(20分未満)		167	
A2 600	1 訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物利者20人以上にサービス	川用者又はこれ以外の同一建物の利用 はを行う場合	所定単位の 10% 減算		1月
A2 800	0 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位の 15% 加算		1月
A2 800	1 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位の 15% 加算		1日
A2 800	2 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位の 15% 加算		1回
A2 810	0 訪問型独自サービス小規模事業所加算	・ 中山間地域における小規模事業所加算 ・		所定単位の 10% 加算		1月
A2 810	1 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位の 10% 加算		1日
A2 810	2 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位の 10% 加算		1回
A2 811	0 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算		所定単位の 5% 加算		1月
A2 811	1 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位の 5% 加算		1日
A2 811	2 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位の 5% 加算		1回
A2 401	1 訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月
A2 401		リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算	100	
A2 401				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2 626	9 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000		
A2 627	0 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000		
A2 627				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000		
A2 627	8 訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000		
A2 627				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000		
A2 628	1 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000				

【色分けルール】・水色→新設・黄色→変更・灰色→廃止